

消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会 サステナブルファイナンスと 非財務情報開示

高崎経済大学 学長
水口 剛



サステナブルファイナンスの発展の経緯

1920年代	[Socially Responsible Investment: SRIの時代] (サステナブルファイナンス前史) アメリカ。キリスト教教会中心。倫理的投資。タバコ、酒、ギャンブルへの投資回避。
1970年代	アメリカ。大学年金、公務員年金等に拡大。公民権運動、反戦運動等の影響を受け、人権侵害、環境問題、兵器産業等に関する株主行動等。
1990年代	エコファンドの時代。投資信託等の金融商品に導入。環境に配慮した企業行動は長期的に利益をもたらすという論理への転換。
2006年	責任投資原則 (Principles for Responsible Investment: PRI) の公表。 サステナブルファイナンスのメインストリーム化。中心が欧州にシフト。 大手公的年金、生命保険、運用機関等の自主的取り組みとして発展。
2014年	国際資本市場協会 (International Capital Market Association: ICMA) がグリーンボンド原則を公表。債券投資への拡大。
2018年	欧州委員会、サステナブルファイナンス・アクションプラン公表。政策的な推進の開始。
2019年	UNEP FI, 責任銀行原則 (Principles for Responsible Banking :PRB) 公表。

アメリカ・SRI(市場の一部) ⇒ 欧州中心・Sustainable Finance(メインストリーム化)

責任投資原則(PRI)と署名機関数

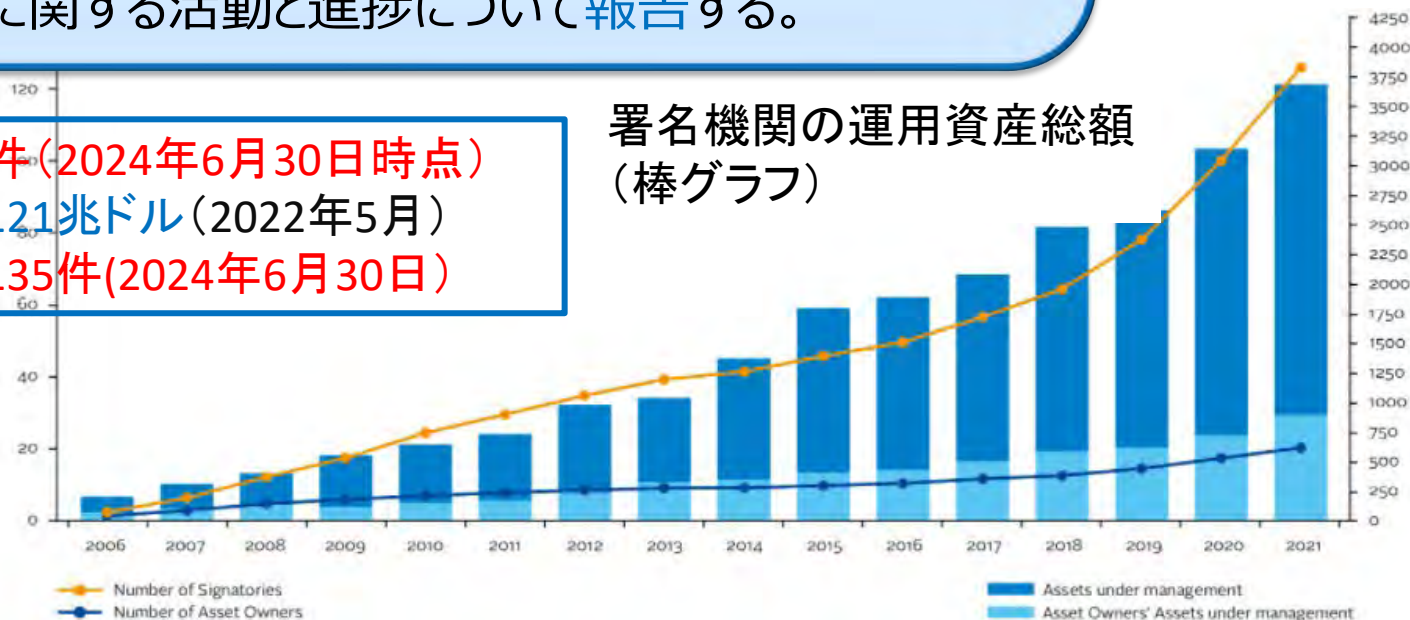
2006年4月公表

1. ESG課題を投資の分析と意思決定のプロセスに組み込む。
2. 積極的な株主となり、ESG課題を株主としての方針と活動に組み込む。
3. 投資先企業にESG課題に関する適切な情報開示を求める。
4. 投資業界がこれらの原則を受け入れ、実践するよう促す。
5. 原則の実施にあたって、効果が高まるよう相互に協力する。
6. 原則の実施に関する活動と進捗について報告する。

署名機関数
(折線グラフ)

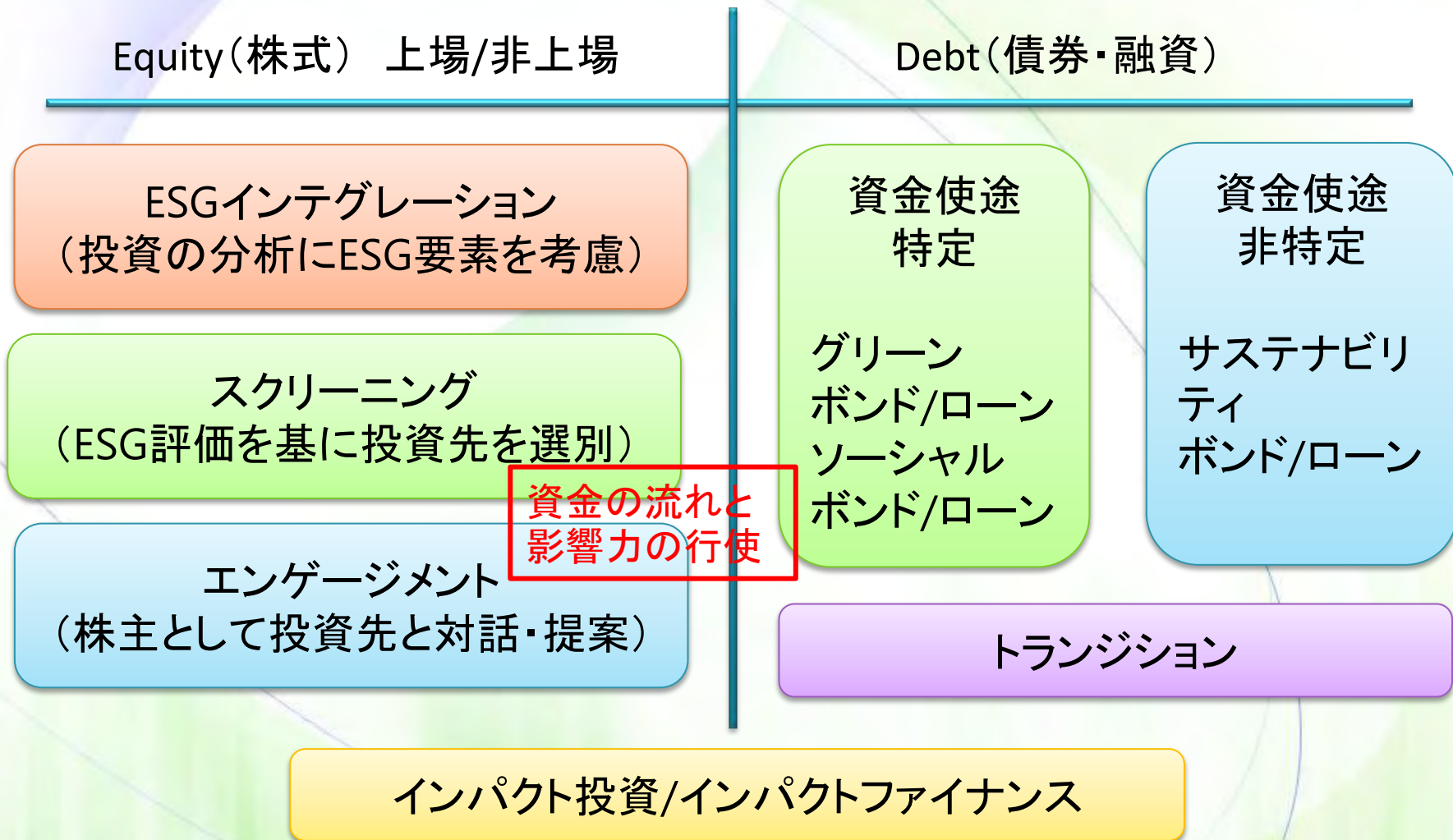
署名機関数: 5305件(2024年6月30日時点)
運用資産総額: 約121兆ドル(2022年5月)
日本の署名機関: 135件(2024年6月30日)

署名機関の運用資産総額
(棒グラフ)



出所: PRIホームページ (<https://www.unpri.org/pri/about-the-pri>) より

サステナブルファイナンスの方法論



企業活動全体の評価

調達資金ごとのコミットメント

サステナブルファイナンスの論理



PRI Progression Pathways (2023年10月)

Pathway A

ESG要素を考慮することで、リスクを低減し、企業価値向上をめざす。リスク調整後リターンの最大化。

Pathway B

環境・社会への負の外部性を削減することで、経済活動全体の基盤を守り、ポートフォリオの価値を守る。

Pathway C

サステナビリティ・インパクトの追求それ自体に価値がある。最終受益者にサステナビリティ選好がある。

GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)



- 運用資産総額226兆円(2023年12月)。世界最大級の年金。
- 2015年にPRIに署名。ESG投資を推進。
- 毎年『ESG活動報告』を公表。

For All Generations

2022年度 ESG活動報告

年金積立金管理運用独立行政法人
Government Pension Investment Fund

GPIFが採用するESG指数一覧

総合型指数

FTSE Blossom Japan Index



国内株

9,830億円

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index



国内株

8,000億円

MSCIジャパン ESGセレクト・リーダーズ指数



国内株

2兆990億円

MSCI ACWI ESGユニバーサル指数



外国株

1兆6,187億円

E
(環境)

S
(社会)

G
(ガバナンス)

テーマ指数

S&P/JPXカーボン・エフィシエント 指数シリーズ



国内株

1兆5,678億円



外国株

3兆3,906億円

MSCI 日本株 女性活躍指数 (WIN)



国内株

1兆2,457億円

Morningstar ジェンダー・ダイバーシティ指数 (GenDi)



外国株

4,195億円

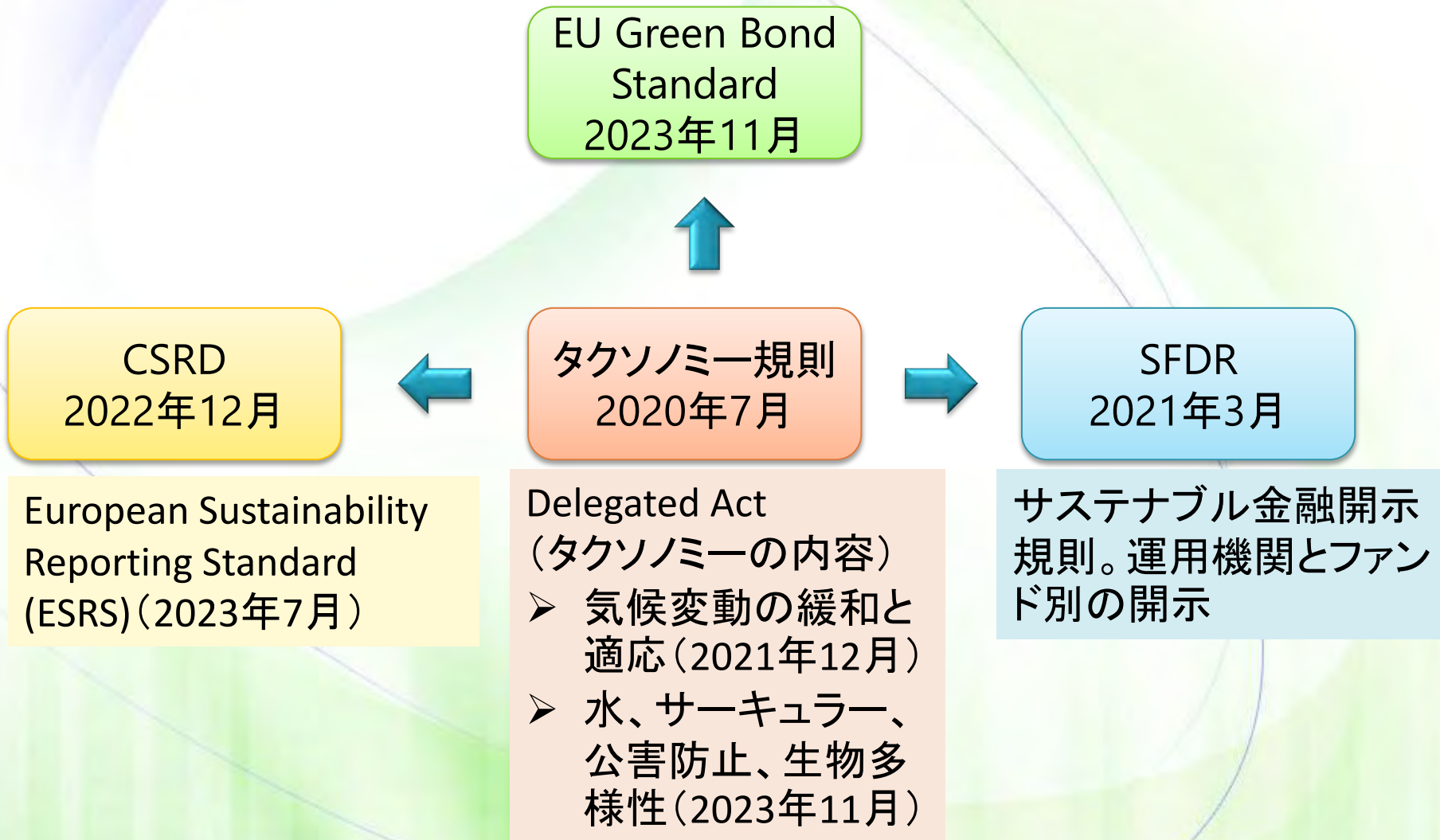


Glasgow Financial Alliance for Net Zero

Accelerating the transition to a net-zero global economy

- ネットゼロにコミットした金融機関の連合
- 2023年5月、日本支部(Japan Chapter)設立

EUによるサステナブル金融の推進



環境省による推進

ESG金融ハイレベル・パネル

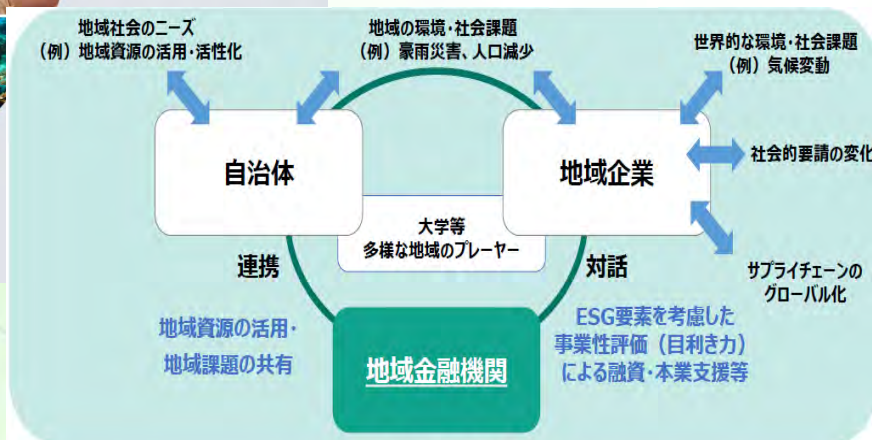
- グリーンボンド等のESG債の普及
- 信用/リスクに見合うリターン以外の判断基準の浸透



インパクトファイナンスの基本的考え方

令和2年7月15日
ESG金融ハイレベル・パネル
ポジティブ・インパクト・ファイナンス・スクアーズ

ESG地域金融の推進



地域循環共生圏づくりに貢献
SDGsやSociety 5.0の実現にもつながる

グリーンファイナンス検討会



環境省
Ministry of the Environment

グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン
グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

2022年版



環境省グリーンボンド等
ガイドライン2022年改訂

環境省グリーンファイナンスポータル

<https://greenfinanceportal.env.go.jp/>



グリーンファイナンスポータル

[お問い合わせ](#) [English](#)



ボンド

ローン

グリーンファイナンス
促進施策

関連政策

ニュース・
関連リンク

グリーンボンド概要

[グリーンボンドとは](#)
[グリーンボンド等の発展の沿革](#)
[グリーンボンドに期待される事項](#)

サステナビリティボンド概要

[サステナビリティボンドとは](#)
[サステナビリティボンド発展の沿革](#)

グリーンボンド発行データ

[発行リスト\(国内\)](#)
[海外での発行事例](#)
[市場普及状況\(国内・海外\)](#)

グリーンボンド仕組み

[発行スキーム](#)
[発行フロー](#)
[チェックリスト](#)

サステナビリティ・リンク・ボンド発行データ

[発行リスト\(国内\)](#)
[海外での発行事例](#)
[市場普及状況\(国内・海外\)](#)

サステナビリティ・リンク・ボンド発行モデル

[サステナビリティ・リンク・ボンド発行モデル](#)

関連情報

[グリーンボンド原則](#)
[サステナビリティ・リンク・ボンド原則](#)

金融庁サステナブルファイナンス有識者会議

2021年6月 第1回報告書

金融資本市場における投融資の判断にESG（環境、社会、ガバナンス）の要素を組み込むことを始めとした、サステナブルファイナンスを推進することは、SDGsを達成し持続可能な社会を構築する上で鍵となる。

サステナブルファイナンスは、個々の経済活動にともなう正や負の外部性を金融資本市場が適正に織り込み、環境や社会課題を考慮した投融資等を行うことで、環境や社会の課題が改善するなど、それらの経済活動が全体として拠って立つ基盤を保持し強化する効果を持つ。

サステナブルファイナンスの意義を踏まえESG要素を考慮することは、日本においても受託者責任を果たす上で望ましい対応と位置づけることができる。

金融庁
Financial Services Agency

サステナブルファイナンス有識者会議 報告書
持続可能な社会を支える金融システムの構築

2021年6月18日

取組みの全体像(第4次報告書抜粋)

これまでに見られた進捗

今後検討・実施することとされている対応等

市場制度の整備

企業開示

24年3月、サステナビリティ開示基準の草案を提示(SSBJ)
同月、サステナビリティ情報の開示と保証に関するWGを設置(金融庁)

公開草案への意見を踏まえた検討
サステナビリティ開示の実施時期、保証の在り方等の議論

データ基盤

温室効果ガス排出量データの把握・開示の拡充(投資家・企業等)
国際的データプラットフォームによる試行的なデータ提供(NZDPU)

官民関係者によるデータ整備のあり方等に係る議論等

評価機関

評価機関24社、データ提供機関16社が行動規範に賛同
(24年6月末時点)

各社の対応状況等の確認、更なる具体策の検討

関係者への浸透

投資機会充実

サステナビリティ投資商品のあり方につき「ダイアログ」で議論(金融庁)

投資の基本的な意義やフラグシップ的な投資機会のあり方等に係る議論

人材育成・充実

22年12月、サステナビリティ人材に係る「スキルマップ」を公表(金融庁)、
講義・研修等の拡充(大学・業界団体等)

幅広い層への浸透策や多様な人材層との議論等

分野別の投資環境整備

グリーン

国際原則との整合に向けたグリーンボンドガイドライン等の見直し
(環境省)

更なる市場発展に向けた投資環境整備の議論等

トランジション

23年7月「GX推進戦略」、同年12月「分野別投資戦略」の公表等
(経済産業省等)

GX推進機構も通じた官民連携の促進等

インパクト

24年3月、インパクト投資の「基本的指針」策定(金融庁)
24年5月、官民連携の「コンソーシアム」を正式に立上げ・議論(同上)

インパクト指標・データ整備、インパクト評価・企業戦略、
地域を含む官民協働等に係る議論

ソーシャル

21年10月「ソーシャルボンドガイドライン」、22年7月「指標例」を公表
(金融庁等)

民間当事者での発行の実務拡充等

脱炭素に係る取組み

金融機関のリスク管理

22年7月、金融機関の気候変動対応に係る「ガイダンス」を策定(金融庁)

移行戦略の枠組みについて更に検討等

企業対話

移行計画の策定、企業・当局との対話の実施(金融機関等)

金融機関による顧客支援等に向けた更なる検討等

国際展開

23年6月に発足した「GFANZ日本支部」等も通じた本邦からの発信
(大手金融機関等)

主導的な国際発信等

アジア展開

AZEC首脳会合での共同声明(23年12月)、アジアGXコンソーシアム会合
の開催(24年3月)(経産省、金融庁等)

トランジション・ファイナンスの国際的推進に向けた更なる議論

地域GX

地域企業への支援策の浸透など(地域金融機関等)

各地域の実情に応じた支援の充実・発信等

CC市場

23年10月、取引所での市場取引の開始(東京証券取引所)
GX推進戦略やGXリーグにおける議論の進展(経済産業省等)

左記や国際的な関心の高まりも踏まえた実践的な検討・議論等

GX実現に向けた基本方針

2023年2月10日閣議決定

背景

- ✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加(GDPベースで9割以上)し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に入来。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。
- ✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。
- ✓ 第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する(下線部分が法案で措置する部分)。

(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

①徹底した省エネの推進

- ・ 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。
- ・ 関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。
- ・ 改正省エネ法に基づき、主要5業種(鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業)に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。

②再エネの主力電源化

- ・ 2030年度の再エネ比率36~38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間程度で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- ・ 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。
- ・ 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力の社会実装化。

③原子力の活用

- ・ 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- ・ 厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う。

④その他の重要事項

- ・ 水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の策定を含む包括的な制度設計を行う。
- ・ 電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。
- ・ サハリン1・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では権益を維持。
- ・ 不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハイドレート等の技術開発を支援。
- ・ その他、カーボンリサイクル燃料(メタネーション、SAF、合成燃料等)、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

- ・ 昨年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が総合的な戦略を定め、以下の柱を速やかに実現・実行。

①GX経済移行債を活用した先行投資支援

- ・ 長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す)、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。

②成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- ・ 成長志向型CPにより炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。
- ・ 直ちに導入するだけでなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入(低い負担から導入し、徐々に引上げ)する方針を予め示す。
⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。

<具体例>

(i) GXリーグの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度~】

(ii) 発電事業者に、EU等と同様の「有償オークション」※を段階的に導入【2033年度~】

※ CO₂排出に応じて一定の負担金を支払うもの

(iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度を導入【2028年度~】

※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

③新たな金融手法の活用

- ・ GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施。
- ・ トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。

④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

- ・ 「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。
- ・ リスキリング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。
- ・ 脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。
- ・ 事業再構築補助金等を活用した支援、プッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進。

クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク

内閣官房・金融庁・財務省・経済産業省・環境省 2023年11月7日公表

今後10年間の政府支援額 イメージ

約20兆円規模

非化石エネルギーの推進

約6~8兆円

イメージ
水素・アンモニアの需要拡大支援
再エネなど新技術の研究開発
など

需給一体での産業構造転換・抜本的な省エネの推進

約9~12兆円

イメージ
製造業の構造改革・収益性向上を実現する省エネ・原/燃料転換
抜本的な省エネを実現する全国規模の国内需要対策
新技術の研究開発
など

資源循環・炭素固定技術など

約2~4兆円

イメージ
新技術の研究開発・社会実装
など



規制等と一体的に引き出す

今後10年間の官民投資額全体

150兆円超

約60兆円~

再生可能エネルギーの大量導入
原子力（革新炉等の研究開発）
水素・アンモニア 等

約80兆円~

製造業の省エネ・燃料転換（例、鉄鋼・化学・セメント・紙・自動車）
脱炭素目的のデジタル投資
蓄電池産業の確立
船舶・航空機産業の構造転換
次世代自動車

約10兆円~

住宅・建築物 等
資源循環産業
バイオものづくり
CCS 等



誰が、どのような論理で投資するのか

クライメート・トランジション利付国債初回充当事業

初回債^{*1}充当予定事業（○：R4補正、●：R5当初）



1. 市場獲得を目指す革新的技術の研究開発

○●グリーンイノベーション基金事業

・企業の社会実装投資のミット等を条件に、水素還元製鉄等の革新的技術の研究開発支援

3,000億円（R4補正）

4,564億円（R5当初）

○革新的GX技術創出事業（GteX）

・全固体電池、燃料電池（水素関連技術）、バイオものづくり等のGXに繋がる基礎研究支援

496億円

○ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

・E-UTRA消費を抜本的に削減させる光電融合等の半導体の革新的技術開発

4,850億円のうち750億円

●高温ガス炉実証炉開発事業・高速炉実証炉開発事業

123億円

2. 成長・削減の両面に資する設備投資

○経済環境変化に応じた重要物資サプライチェーン強靱化支援事業

・蓄電池・部素材の設備投資支援等、パワー半導体の製造関連の設備投資支援

9,582億円のうち4,839億円

○省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

500億円のうち250億円

●地域脱炭素の推進のための交付金

・官民が連携した自営線によるマイケグリッド構築支援

350億円のうち30億円

3. 成長に資する全国規模の需要対策

○●グリーンカー自動車導入促進補助金

700億円（R4補正）

200億円（R5当初）

●商用車の電動化促進事業

136億円

○住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等

1,000億円

合計 約1.6兆円

令和6年2月に8000億円
ずつ2回の入札を実施

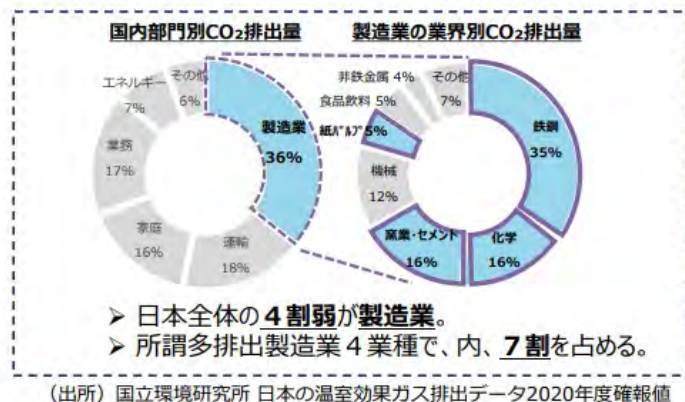
*1: 令和6年2月に発行されるクライメート・トランジション利付国庫債券を指す。

*2: 実際の充当額については、資金充当レポートにて報告する。

分野別投資戦略

2023年12月22日公表

分野別投資戦略の概要【製造業関連】



鉄鋼

【GXの方向性】

- ・大型革新電炉・直接還元等による高付加価値鋼板製造の生産を拡大。
- ・削減価値をGX価値として訴求することで、我が国でもグリーンSteelを市場投入・拡大。
- ・同時に、高炉での水素還元製鉄の研究開発・実装を加速し、世界に先んじて大規模生産を実現。



電炉

【投資促進策】

- ・大型革新電炉転換や還元鉄の確保・活用等のプロセス転換投資支援。
- ・GI基金によるR&D・社会実装加速。等
- ※同時に、GX価値（カーボンフットプリント：CFP、マテリアルパス、リサイクル等）の見える化や、導入補助時のGX価値評価等のインセンティブ設計等を通じた市場創造も併せて実施（他分野共通）。



12m³ 小規模試験高炉(水素還元)

化学

【GXの方向性】

- ・コンビナート毎に最適な燃料転換（アンモニア等）やバイオ利用、ケミカルリサイクル等の原料転換を通じて、高機能かつ低炭素化学品の供給拡大。
- ・ケミカルリサイクル等を含むGX関連システム・ビジネスを海外展開。

【投資促進策】

- ・構造転換を伴う、設備投資の補助（分解炉熱源のアンモニア転換、ケミカルリサイクル、バイオケミカル、CCUS）。等
- ・GI基金によるR&D・社会実装加速。等



廃プラスチック等

ケミカルリサイクル等



化学品等

紙パルプ

【GXの方向性】

- ・内需縮小分のパルプを、バイオマス素材・燃料用に転換。
- ・石炭による自家発電の燃料転換（黒液等）、乾燥工程の電化。等

【投資促進策】

- ・バイオファイバー産業への転換に向けた設備投資（黒液回収ボイラー、バイオマス素材生産設備、ヒートポンプ）。等



パルプ

バイオリファイナリー



セルロース製品、バイオエタノール等

セメント

【GXの方向性】

- ・石炭ボイラーから廃棄物ボイラー等への燃料転換。
- ・CO₂再利用によるカーボンリサイクルセメントの生産拡大、技術・設備の海外展開。

【投資促進策】

- ・廃棄物ボイラー等、循環経済の礎となる設備投資支援。
- ・GI基金によるR&D・社会実装加速。等



GX推進機構

<https://www.gxa.go.jp/>



最新情報

GX推進機構について

金融支援業務について

基本的考え方

GX推進機構は、GX推進法に基づく、金融支援基準に基づき、債務保証等の金融支援を行います。具体的には、GX推進機構における金融支援業務は、GXの新技术の社会実装を図る際の資金供給に対して、民間金融機関等が真に取り切れないリスクを特定し、その部分についてリスク補完を行います。リスク補完を行わないことで我が国全体のGXの推進に停滞を招かないよう、取るべきリスクはしっかり取ることを旨として、金融支援を行います。

金融支援の実施判断にあたっては、金融支援を受ける事業の持続可能性のみならず、産業競争力・経済成長の実現や環境改善効果の有無、人的資本の蓄積や良質な雇用の創出などの社会に対するインパクト、GX政策への貢献、民間金融の呼び水効果、新たな金融手法の進展への寄与等を総合的に勘案します。

金融支援基準



(PDF形式:184KB)

インパクト投資の定義

財務的リターンとともに、測定可能でポジティブな環境的・社会的インパクトを意図して追求する投資。

出所: Global Impact Investment Network (GIIN) の定義

【特徴】

- 意図がある。
- 具体的に解決すべき環境・社会課題があり、解決に向けた Theory of Change と ロジックモデル がある。
- インパクトの測定と管理 (Impact measurement and management : IMM) を行う。

インパクト投資に関する基本的指針(金融庁)

- (要素1) 意図が明確であること
- (要素2) 貢献があること
- (要素3) インパクトの特定・測定・管理・開示
- (要素4) 変革と加速

[金融庁×経産省]インパクトコンソーシアム

インパクト投資

金銭的リターンとともに、測定可能でポジティブな社会的・環境的インパクトを生むことを意図して行う投資。

- ① 意図がある
- ② インパクトの測定・管理をする
- ③ インパクトへの投資家の貢献

インパクトスタートアップ

事業活動を通じた社会課題の解決と、経済の持続的成長を両立するスタートアップ企業。産業構造の転換を主導。

「インパクトコンソーシアム」の設立
(2024年5月14日 第1回総会)
官民連携でインパクトの創出を支援

サステナビリティ情報開示の歴史

1989年

CERES

Coalition for Environmentally
Responsible Economies
環境報告書を提唱

CERESを母体
として設立

2000年

GRI

Global Reporting Initiative
サステナビリティ報告の
最初のガイドライン

反映

2023年

ESRS

欧州委員会が
CSRDに基づき
策定 (EFRAG
が原案)

CDP

Carbon Disclosure Project
2002年に最初の質問状

現在は水・森林・サプライ
チェーン・Cityへと展開

A4S

Accounting for Sustainability

IIRC

International Integrated
Reporting Council
2013年に統合報告の国際
フレームワークを公表

合流

2017年

TCFD

反映

SASB

Sustainability Accounting
Standards Board (米国)
2013年に最初のガイドライン

合流

ISSB

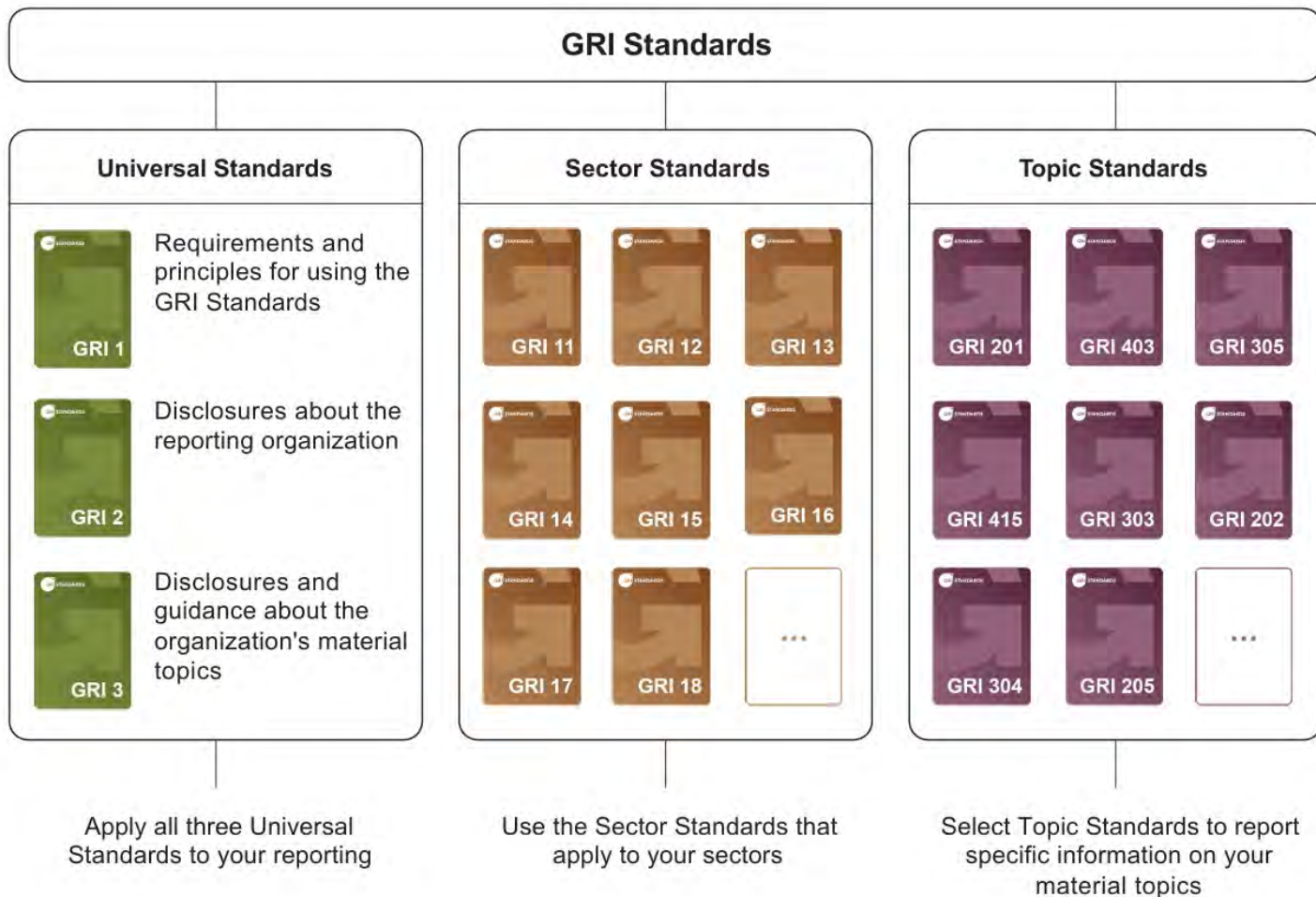
【EU・欧州委員会】

2003年 会計法現代化指令

2014年 非財務報告指令 (NFRD)

2022年 企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)

GRI スタンドアードの構成



200番台
経済

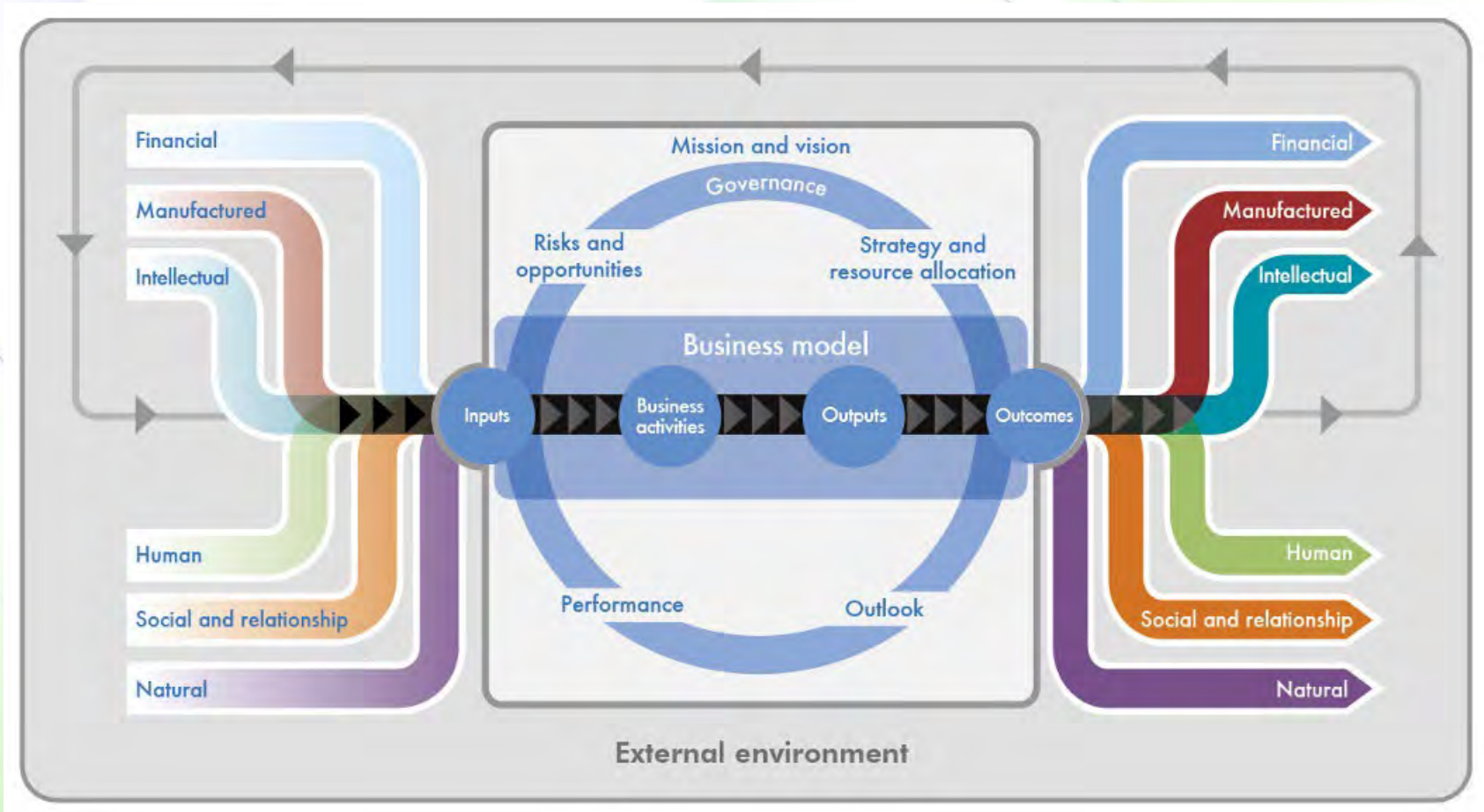
300番台
環境

400番台
社会
(例)

416 Customer health and safety
418 Customer privacy

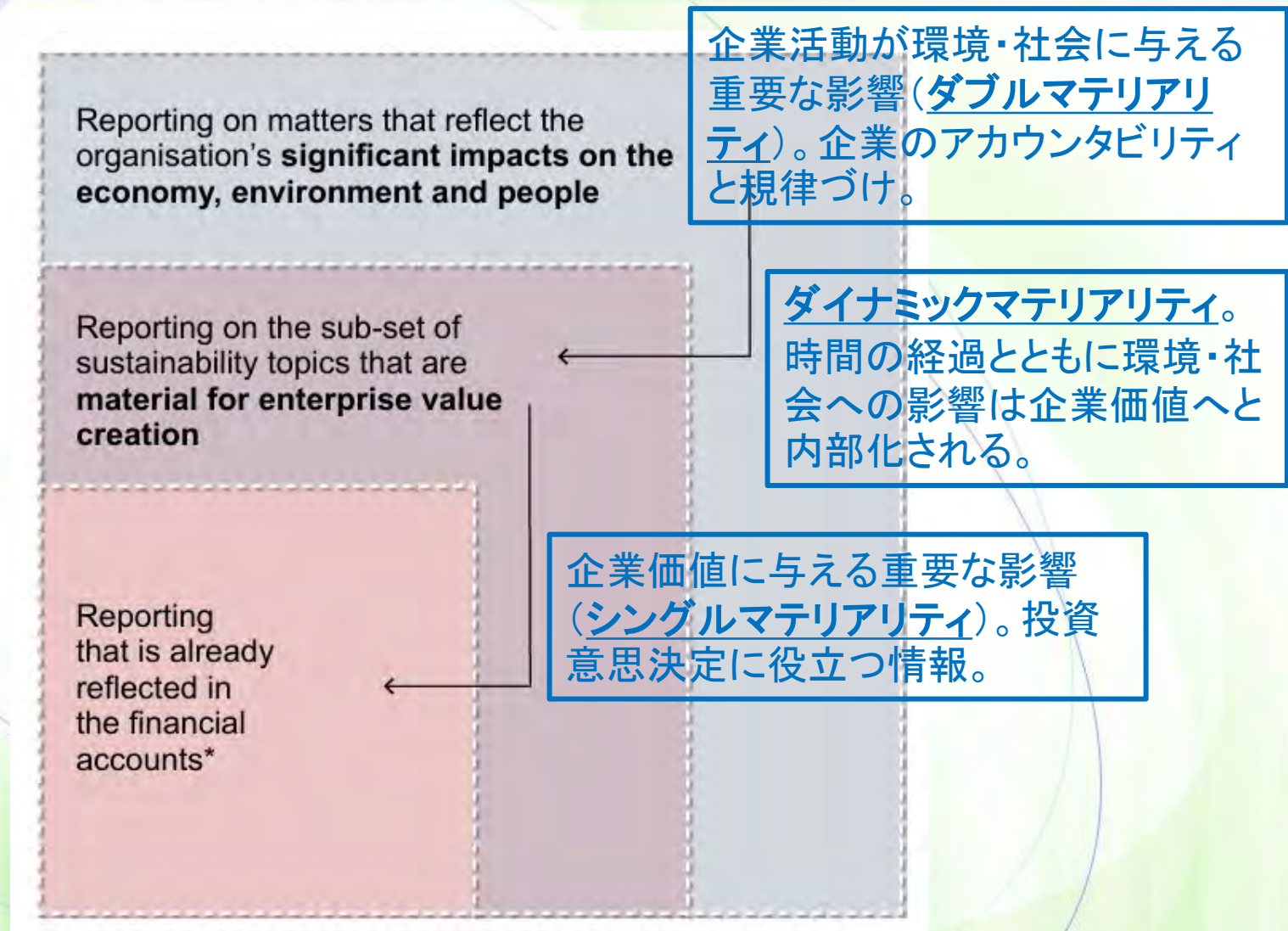
統合思考と統合報告

企業の価値創造活動は、人的資本、知的資本、自然資本、Social Capitalなどの6つの資本に支えられ、それらの資本に影響を与えている。



IIRC(2013), International Integrated Reporting Framework.

情報開示の論理と効果



CDP, et al.(2020), Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting.

ISSBのIFRS S1号・IFRS S2号公表

International Sustainability Standards Board (国際サステナビリティ基準審議会)



2024年4月の会合において、今後の基準策定に関して以下の2つのプロジェクトの実施を決定。

- 生物多様性、生態系及び生態系サービス
- 人的資本

2023年6月26日公表

ISSBの開示枠組み(Core Contents)

ガバナンス	企業がサステナビリティ関連のリスクと機会をモニターし、管理するためのガバナンスプロセスと手続き。
戦略	企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を管理するために使う方法。
リスク管理	企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を特定し、評価し、優先順位をつけて、モニタリングするために使うプロセス。
指標と目標	サステナビリティ関連のリスクと機会に関する企業のパフォーマンス。企業が設定した、または法規制によって求められる目標に対する進捗を含む。

SSBJの対応

- サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、財務会計基準機構(FASF)の下、企業会計基準委員会(ASBJ)と並ぶ形で、2022年7月1日に発足。
- 委員13名(うち常勤2名、非常勤11名)
- 第7回委員会(2023年1月18日)において、ISSBのS1基準及びS2基準に相当する基準(日本版S1基準及び日本版S2基準)の開発を審議テーマに決定。

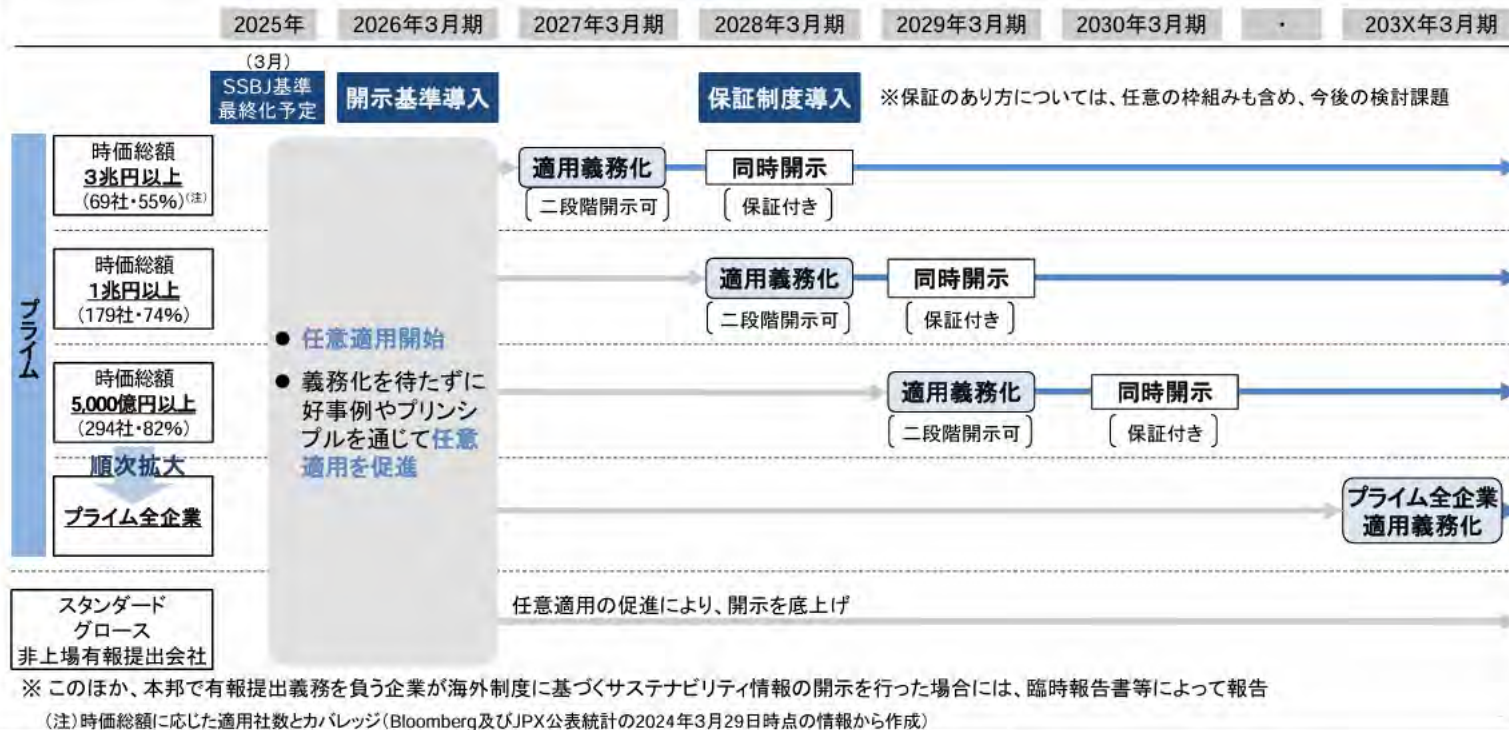
公開草案	2024年3月に3つの公開草案を公表
確定基準	2024年度中(遅くとも2025年3月31日まで)
適用時期	確定基準公表後に開始する事業年度(2025年4月1日以降に開始する事業年度)から適用可能の予定。



[金融審議会]サステナビリティ情報の開示・保証WG

サステナビリティ開示基準のあり方と適用対象・適用時期の方向性(イメージ)

- プライム市場は、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場。このプライム市場にサステナビリティ開示基準を導入することで、グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進することが重要。企業側の開示の効率性も考慮し、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等なサステナビリティ開示基準を取り込む必要
- 企業等の準備期間を考慮し、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から段階的に導入する案を基本線としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、柔軟に対応していく



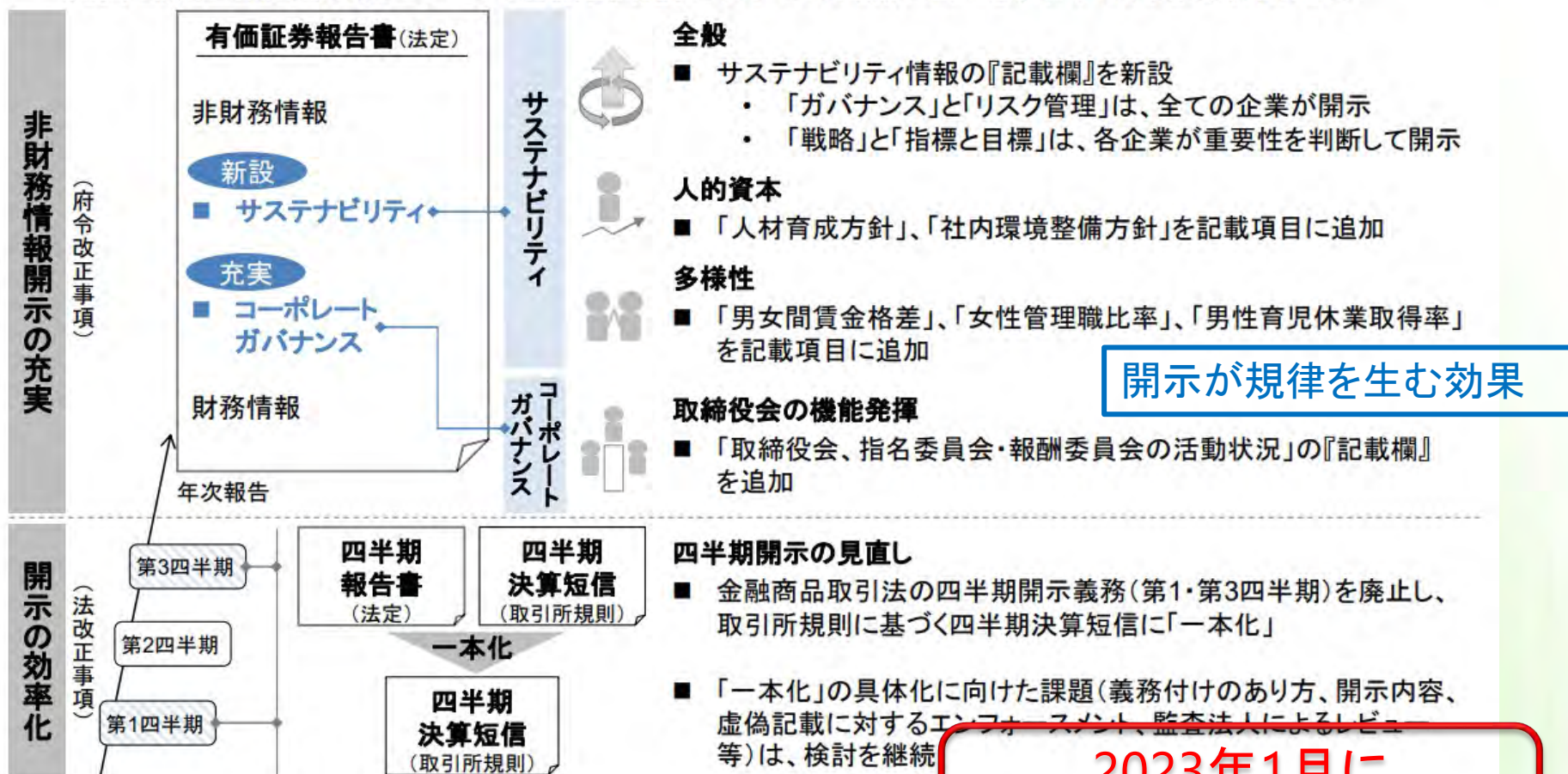
出所:「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」
第3回事務局資料より抜粋。(未確定)。

有価証券報告書での開示

2022年6月13日

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ



(注) 上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

2023年1月に
企業内容開示布令改正

バリューチェーンへの注目

[脱炭素]

ISSB-S2では、温室効果ガス排出量のScope3排出量（原材料調達・製品使用時の排出量）の開示を要求。

[生物多様性]

TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）が、バリューチェーンでの生物多様性・生態系等への依存と影響・リスクと機会の開示を提言。

[人権問題]

サプライチェーン上での強制労働・児童労働等の人権問題についてデューデリジェンスを求める動き。

欧州委員会Delegated act - Annex1(ESRS)

Annex1は全体で247ページ

ANNEX I

EUROPEAN SUSTAINABILITY REPORTING STANDARDS

ESRS 1 General requirements (全般的要求事項)

ESRS 2 General disclosures (全般的開示)

ESRS E1 Climate change

ESRS E2 Pollution

ESRS E3 Water and marine resources

ESRS E4 Biodiversity and ecosystems

ESRS E5 Resource use and circular economy

環境課題に関する開示基準 5項目

気候変動、汚染、水資源と海洋資源、生物多様性と生態系、サーキュラーエコノミー

ESRS S1 Own workforce

ESRS S2 Workers in the value chain

ESRS S3 Affected communities

ESRS S4 Consumers and end-users

社会課題に関する開示基準 4項目

自社の労働者、バリューチェーンの労働者、コミュニティ、顧客・消費者

ESRS G1 Business conduct

ガバナンスに関する開示基準 1項目
ビジネス規範